

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年 9月 25日

横浜市契約事務受任者
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

本牧ターミナルオフィスセンター空調設備修繕

2 履行(納品)場所

中区本牧ふ頭1番地10

3 契約日

令和6年8月9日

4 履行日又は履行期間

令和6年8月9日 から 令和6年9月13日まで

5 契約金額

1,526,030円

6 契約の相手方(名称及び所在)

神奈川県大和市中央林間7-8-1

三菱重工冷熱株式会社 大和事業所 エンジニアリング事業本部長 内田 晴久

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該空調機が利用できないことにより、入居店社従業員の労働環境が著しく悪化し、健康状態に影響を与えたため、緊急対応を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該施設の空調設備のメーカーであり、製造会社独自の部品を使用し専門技術を持った技術者によらなければ修繕が行えないため。

9 所管課

港湾局建設保全部維持保全課